

特別養護老人ホームひかりの郷

介護福祉施設サービス 重要事項説明書

特別養護老人ホームひかりの郷（以下「施設」という）は、ご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要、提供するサービス内容及び契約上の重要事項について、次のとおり説明します。

1. 施設の経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人創誠会
- (2) 代表者名 理事長 石神 市太郎
- (3) 法人所在地 船橋市二和西6丁目3番20号
TEL. 047-440-4165
- (4) 法人認可年月日 平成14年7月23日（千葉県）

2. 利用施設

- (1) 施設の種類 介護老人福祉施設（千葉県指定第1270903717号）
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホームひかりの郷
- (3) 施設の所在地 船橋市二和西6丁目3番20号
TEL. 047-440-4165 FAX. 047-440-4011
- (4) 管理者 石神 市太郎
- (5) 運営方針 利用者の個別のニーズへの配慮や居宅における生活を考慮しながら日々の介護・看護支援を行い、自立した日常生活を営むことが出来るよう努めます。また、安心・安全な介護サービスに努めます。
- (6) 開設年月 平成18年8月1日
- (7) 入所定員 90人（他に、定員10人の短期入所生活介護（ショートステイ）を併設しています）

3. 施設設備の概要

全室個室で、10人の利用者を一つの生活の場としたユニットケアとして、次の設備を備えています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居室（1人部屋）	90	ロッカーチェスト・トイレ・洗面台完備
リビング・キッチン	9	1ユニットごとに配置
機械浴室	1	1階に配置
リフト式浴室	3	1・2・3階に配置
ひのき風呂浴室	2	2・3階に配置
医務室	1	1階に配置
セミパブリックスペース	3	1・2・3階に配置
地域交流スペース	1	1階に配置
理容・美容コーナー	1	1階に配置

（注）居室以外の設備は、短期入所生活介護（ショートステイ）と併用

4. 職員の職種及び員数

介護福祉施設サービスを提供する職員として、次の職員を配置しています。
職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人数	備 考
管理者	1人	
医師	1人	非常勤
介護支援専門員	1人以上	
生活相談員	1人以上	社会福祉士等
介護職員	40人以上	介護福祉士、ヘルパー2級等
看護職員	4人以上	看護師等
機能訓練指導員	1人以上	理学療法士等
管理栄養士	1人以上	
調理員	3人以上	業務委託による

(注) 短期入所生活介護（ショートステイ）の職員を含む

5. 提供するサービス

項 目	サービス内容
施設サービス 計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> サービスをご利用いただくにあたって、生活上の課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上でサービスの目標、その達成時期、サービスの内容、提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します 必要に応じ、施設サービス計画を見直します
食事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況や栄養に配慮しながら嗜好を大切にされた食事を提供します 食事の時間 朝食 午前8時～ 昼食 午後0時～ おやつ 午後3時～ 夕食 午後6時～ 食事の際は原則として離床し、それぞれのリビングで召し上がっていただきます
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、週2回以上の入浴又は清拭を行います ひのき風呂、リフト式浴室、機械浴室があり、利用者の身体状態や体調に合わせて利用いただけます
離床・整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します 生活のリズムを考慮し、個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します 清潔な寝具を提供します 定期的リネン交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換します
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 年1回以上の健康診断を行います 嘱託医師が、月4回程度来所します 看護職員が中心となり、利用者の健康管理、処方薬の管理などを行います 緊急時等は、主治医あるいは協力医療機関等に連絡し、

項目	サービス内容
	必要な措置を行います
機能訓練	・機能訓練指導員を中心に、利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます
代行業務	・利用者の要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します
生活相談	・利用者の心身の状態を把握しつつ、利用者やご家族からの相談について誠意を持って応じ、必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員・介護支援専門員
レクリエーション等	・施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション等を実施します

6. 利用料金

介護福祉施設サービス契約書第7条の「別表」のとおりとします。

7. 入所中の医療の提供

医療を必要とする場合は、契約者の希望により次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、この医療機関での優先的な診療や入院治療を保障するものではありません。また、この医療機関での診療や入院治療を義務づけるものでもありません。

なお、緊急時や必要と考えられる場合は、施設の判断で診療や入院治療を受けていただく場合があります。

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
いそのクリニック	鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷 1-5-27	内科、消化器内科、外科、肛門外科、皮膚科 他
秋元病院	鎌ヶ谷市初富 808-54	内科、精神科、神経科、心療内科、外科、整形外科、放射線科、皮膚科、リハビリテーション科 他
千葉徳洲会病院	船橋市高根台 2-11-1	内科・外科・消化器内科・消化器外科・循環器内科・呼吸器内科・脳神経外科・小児科・婦人科・心臓血管外科・整形外科・泌尿器科・皮膚科・頭頸部外科・耳鼻咽喉科・糖尿病内科・放射線科・リハビリテーション科・麻酔科・眼科・神経内科・救急科・病理診断科・緩和ケア内科
鎌ヶ谷総合病院	鎌ヶ谷市初富 929-6	内科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科 他
白井聖仁会病院	白井市池の上 1-15-1	内科、外科、整形外科、婦人科、泌尿器科、眼科、皮膚科 他
大野歯科	鎌ヶ谷市東中沢 1-15-45	歯科

(2) 訪問歯科

医療機関の名称	所在地	診療科
デンタルハート	千葉市中央区新宿 2-8-6 千葉クリ スチャンセンタービル 403	歯科
本間歯科	白井市堀込 1-2-7 白井Fビル 2階	歯科
スマイル歯科	船橋市三咲 2-2-8	歯科

(3) 訪問眼科

医療機関の名称	所在地	診療科
さめじま眼科	船橋市前原西 2-19-1 パルコB館 4 階	眼科

(4) 訪問皮膚科・訪問診療内科

医療機関の名称	所在地	診療科
総合クリニックドク ターランド	船橋市山手 1-1-8-101	皮膚科 診療内科

8. 入所決定から入所までの手続き

入所の際は、診断書、診療情報提供書、個人情報使用同意書、急変時における延命などに関する意思確認書及びインフルエンザ予防接種同意書などの必要書類を提出していただきます。なお、サービスの提供は、入所と同時に開始します。ただし、診断書の内容によっては、契約の締結後においても入所をご辞退していただく場合があります。

9. 契約の終了

介護福祉施設サービス契約書第9条の規定によります。

10. 苦情の受付

(1) 施設における苦情や相談の窓口は、次のとおりです。

(担当者) 生活相談員、介護支援専門員

(2) 施設以外の相談や苦情の受付機関は、次のとおりです。

○ 船橋市指導監査課 指導監査課第二係 TEL. 047-436-2139

○ 千葉県運営適正化委員会 TEL. 043-246-0294

(福祉サービス利用者サポートセンター)

11. 個人情報の取扱い

本事業所は、「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」(平成16年12月24日厚生労働省通知)及び「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)の規定に従い、個人情報の取り扱いを行います。

利用者の貴重な個人情報を介護保険サービス提供機関として、次に沿って利用させていただきます。

(1) 利用する目的

ア 施設内での使用

- ① 施設が利用者に提供する福祉サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 福祉サービスを提供する上での事務管理業務

- ・入退所に関する手続き
- ・会計、経理事務
- ・福祉サービスの向上や業務の維持、改善のための基礎資料
- ・福祉サービスに関する事故等の報告

イ 施設外への情報提供としての使用

- ① 利用者様へ福祉サービスを提供するうえで、他の介護保険事業者との連携を保つ必要がある場合
- ② 入院、退院による診療のため、医師等から情報提供を求められた場合
- ③ 定期的な健康診断を受ける場合
- ④ ご家族等への状況説明
- ⑤ 介護報酬審査機関等への請求書提出
- ⑥ 保険者及び介護報酬審査機関からの照会への回答
- ⑦ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

ウ その他の使用

- ① 実習生を受け入れるにあたっての業務
- ② 社会福祉及び福祉サービス向上のための情報提供
- ③ 施設内での研修会
- ④ 外部監査機関への情報提供

(2) 使用する期間

使用する期間は、サービス提供の契約期間に準ずる。

(3) 使用条件

個人情報の使用は必要最低限として、サービス提供にかかわる目的以外には行いません。また契約終了後においても第三者には漏らしません。

1 2. 身体拘束

サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命、又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。これについては、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し説明します。また、身体拘束を行う場合に必要な事項は、記録します。

1 3. 施設利用の留意事項

- (1) 面会時間は、午前8時30分から午後8時までとなります。面会する場合は、「面会票」を窓口に提出していただきます。
- (2) 外出・外泊をされる場合は、あらかじめ「外出・外泊届」を窓口に提出していただきます。
- (3) 刃物（果物ナイフを含む）、銃器類、火器、線香、ペットなどの生き物、現金及び貴重品などの持ち込みは禁止しています。なお、たばこ、ライターは、ユニットの担当職員にお預けください。
- (4) 薬類は、すべて看護職員にお預けください。
- (5) 面会時、ご家族との喫食、差し入れなどはできますが、ユニットの担当職員にその旨をお知らせください。なお、居室での飲食物の保管は、衛生上支障がありますので、ユニットの担当職員にお預けください。
- (6) 飲酒・喫煙の希望がある場合は、事前に相談ください。
- (8) 携帯電話は、居室内で利用ください。

1 4. 非常災害対策

施設内には、スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、非常用自家発電装置などを備えています。また、施設内各所に消火器を備え付けています。
なお、非常災害に備えて、法令等に基づく防災訓練を年2回以上実施します。

1 5. 健康状態の急変時の対応方法

利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、病院等に救急搬送をするなど必要な措置を行います。

なお、健康状態の急変など緊急の場合は、次の連絡先に連絡します。

第1連絡先

氏名		続柄	
住所	〒		
電話番号	(自宅)	(携帯)	
勤務先	(TEL)		

第2連絡先

氏名		続柄	
住所	〒		
電話番号	(自宅)	(携帯)	
勤務先	(TEL)		

第3連絡先

氏名		続柄	
住所	〒		
電話番号	(自宅)	(携帯)	
勤務先	(TEL)		

(注) 旅行等で連絡がつかなくなる場合には、事前にご連絡願います。

特別養護老人ホームひかりの郷の入所にあたり、利用者に対して介護福祉施設サービス契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(説明日) 平成_____年_____月_____日

(事業者) 船橋市二和西6丁目3番20号
社会福祉法人創誠会
特別養護老人ホームひかりの郷

(説明者) 職名：特別養護老人ホームひかりの郷 生活相談員

⑩

私は、介護福祉施設サービス契約書及び本書面により、事業者から特別養護老人ホームひかりの郷の入所についての重要事項の説明を受けました。

なお、本説明書2通を作成し、1通を受領しました。

(利用者) 住 所 -----

氏 名 ----- ⑩

----- (代筆者氏名) ----- (続柄) -----

(代表連帯保証人) 住 所 -----

氏 名 ----- ⑩

(利用者本人との関係 -----)